

そこが知りたい！

## 太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 2010年移転価格税制の見直し～OECD 移転価格ガイドライン改正～

2009年12月22日に、民主党政権下で初めての「平成22年度税制改正大綱」が発表されました。移転価格税制の改正の方向性、今後の対応に加え、OECD 移転価格ガイドラインの改定（案）も併せてご紹介します。

### 平成22年度税制改正大綱 ～改革の方向性～

移転価格税制にかかる改正の検討内容として以下の項目が列挙され、改革の方向性が示されました。

1. 関連者の判定基準における実質的な判断
2. 独立企業間価格の算定方式における「幅（レンジ）」の概念のあり方
3. 独立企業間価格の算定方式の適用優先順位の柔軟化
4. 比較対象取引の候補となり得る取引が複数存在する場合等の選定のあり方のさらなる明確化
5. シークレットコンパラブル\*のあり方（\* 質問検査等により入手した比較対象取引の情報）
6. 執行体制の充実などによる事前確認の一層の迅速化

### 移転価格課税の見直しと今後の対応

具体的には、国際取引を行う企業の予見可能性を確保し、事務負担に配慮しつつ、税務執行の透明化・円滑化の観点から、次の見直しが行われる模様です。

- ① 独立企業間価格の算定及び検証に当たり、国外関連者との間の取引価格の交渉過程等の検討を要する場合に特に留意すべき事項等を運用において明確にする。
- ② 移転価格調査における納税者の協力が得られない場合の推定課税規定において提出又は提示を求めている書類について、その範囲を、次の区分に基づき明確にする。
  - イ 国外関連取引の内容を記載した書類
  - ロ 国外関連取引について法人が算定した独立企業間価格に係る書類

①は、国外関連者との取引が実質的に独立企業間価格で行われていたかを確認するためのもので、今後交渉記録等の整備及び保存が企業に求められることとなります。

②は、措置法第66条の4第7項の推定規定を発動する要件を明確化するもので、イ及びロの書類が整備されていない場合、当局による同業他社への質問検査及び同業他社利益率使用が容認されます。すでに他国用に移転価格の文書化を行っている企業は、上記改正内容と統合的な文書となっているか否かを検討することとなります。

### OECD ガイドラインの改正

OECD 租税委員会は、2009年9月9日に「OECD 移転価格ガイドライン第1章～第3章改定（案）」を公表しています。

今回の1995年移転価格ガイドラインのアップデートにおける一番の論点は、取引単位利益法が、基本三法が適用できない場合の最終選択肢とされていたものを、その優先順位をはずして、常に事案に応じた最適な手法を選択すべきこと（いわゆるベストメソッドルール）が提案されたことにあります。

税制改正大綱における「独立企業間価格の算定方式の適用優先順位の柔軟化」は、このガイドラインの改定（案）と軌を一にするものと考えられます。

### お見逃しなく！

OECD 租税委員会は、2009年11月24日に OECD モデル条約新7条（事業所得）及び関連コメントリイ修正案も新たに公表しています\*\*。新7条は PE を分離した関連企業と擬制して、独立企業原則に基づいて企業の利得を把握することを明確化し、さらにモデル条約第9条の下で、移転価格税制ガイドラインの類推適用によって、PE に帰属する利得を算定するとしています。

\*\*国税庁ホームページ⇒調達・その他の情報⇒国際業務関係情報⇒OECD 租委員会（CFA）⇒OECD 租税委員会のプレスリリース <http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/oecd/press/32.htm> を参照